平成２４年（フ）第２７３３号
大阪市東淀川区菅原２丁目５番25―306号
破産者　川上富美子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４９号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目33番地の13
破産者　増井　龍彦
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７６４号
大阪市住之江区新北島５丁目３番47―605号、住民票上の住所大阪市住之江区浜口東３丁目13番16―601号
破産者　安部　和秀
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０８号
大阪府吹田市山田西３丁目51番６―101号
破産者　お酒の北川こと　北川　勝久
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３１号
大阪市福島区大開２丁目４番17―706号
破産者　北村　知之
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４３号
大阪府吹田市南吹田２丁目９―14　辻本マンション202号、開始決定時の住所大阪府吹田市南金田２丁目25番18号
破産者　岡本　日勝
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８１号
大阪市東淀川区豊里４丁目16番19号
破産者　酒井　顯隆
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３７号
大阪府松原市北新町３丁目15番10号、住民票上の住所大阪府松原市天美東８丁目14番27―302号
破産者　さつき薬局こと　谷高純一郎
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９８号
大阪府松原市北新町４丁目12番28号
破産者　山田造園土木こと　山田　重徳
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７５号
堺市南区城山台１丁13番９号、開始決定時の住所堺市西区山田１丁1094番地60
破産者　松波　正浩
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７６号
堺市南区城山台１丁13番９号、開始決定時の住所堺市西区山田１丁1094番地60
破産者　優輝ＣＭこと　松波　優子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８１０号
堺市北区北長尾町１丁５番13―403号
破産者　二神　真人（旧姓奥田）
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
大阪府高石市西取石１丁目７番36号、前住所堺市堺区神石市之町２番25号　井上塗装工業所方
破産者　石田　　稔
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７８号
神戸市垂水区大町４丁目４番５号
破産者　木村　弓子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県芦屋市楠町８番６号
破産者　亀井　米市
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９１号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目40番地の11
破産者　関田　大司
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０２号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目41―３、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄西町２丁目11番２号
破産者　鬼塚久美子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１５号
兵庫県西宮市里中町３丁目11番８号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番４―411号
破産者　濱野　久幸
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３００号
兵庫県尼崎市善法寺町26番１―409号
破産者　桃田　秀機
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係